

令和7年度

中小企業の
皆さんを応援します！
まずは、ご相談を！

中小企業支援制度の ご案内



中小企業の範囲	製造業	資本金3億円以下または従業員300人以下
	卸売業	資本金1億円以下または従業員100人以下
	小売業	資本金5,000万円以下または従業員50人以下
	サービス業	資本金5,000万円以下または従業員100人以下

●従業員数は原則として常勤役員、家族従業員、臨時雇を除く。

相談・申し込みのお問い合わせは

〒153-8573 目黒区上目黒2-19-15 目黒区総合庁舎本館1階

- 融資あっせん制度・経営相談など
産業経済・消費生活課 経済・融資係 電話 5722-9880・9879 (直通) FAX 5722-9169
- 商店街振興補助金など
産業経済・消費生活課 商店街振興係 電話 5722-9881 (直通) FAX 5722-9169

〒153-0063 目黒区目黒2-4-36 区民センター内

- セミナー・補助金制度・創業相談・受発注相談など
産業経済・消費生活課 中小企業振興係 電話 3711-1134 (直通) FAX 3711-1132

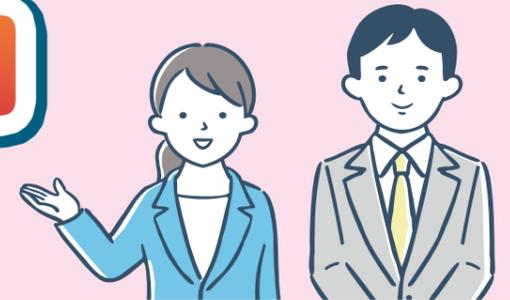
月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く） 午前8時30分～午後5時



令和7年度

中小企業の
皆さんを応援します！
まずは、ご相談を！

中小企業のための 融資あっせん制度の ご案内



区の融資あっせん制度とは？

区内の中小企業の皆さんが、事業経営の安定や設備の近代化等を図る際に必要な事業資金を低利で利用できるように、取扱金融機関に対して融資のあっせんをするものです。

融資あっせん制度の受付は予約制です！



相談・申し込みのご予約は

産業経済・消費生活課 経済・融資係

電話 03-5722-9880・9879 (直通)

FAX 03-5722-9169

月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）

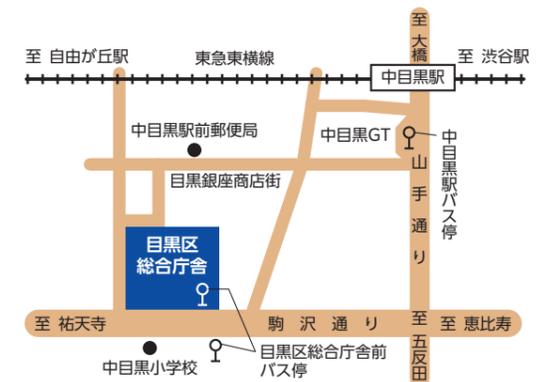
午前8時30分～午後5時

▼相談と申し込みを実施している時間

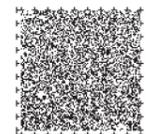
月曜日から金曜日（祝日・年末年始を除く）

午前10時～12時、午後1時～4時

目黒区 融資あっせん 検索



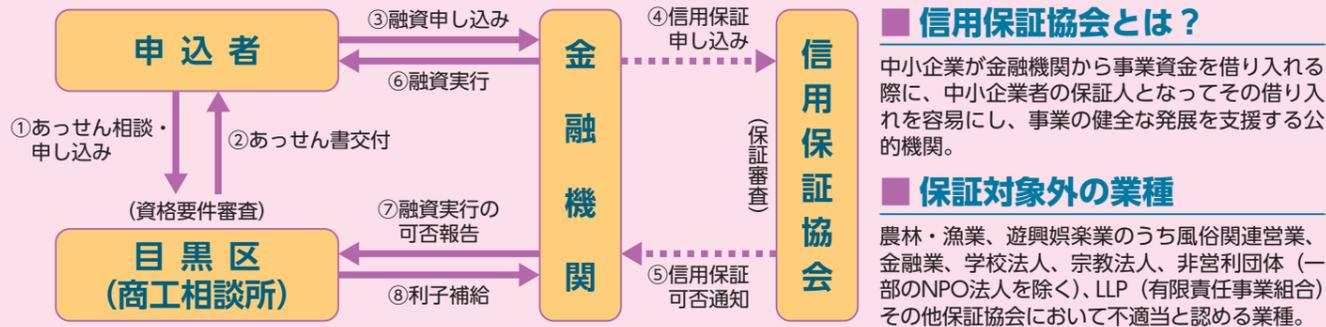
〒153-8573 目黒区上目黒2-19-15 目黒区総合庁舎本館1階



こんな融資は申し込めません

- 生活資金、納税資金、住宅資金など事業以外の資金を目的としたもの。
- 借入金の返済を目的としたもの（中小企業借換・一本化融資を除く）。
- 原則として、信用保証協会の代位弁済を受けた方で保証協会への返済が終了していない場合。
- 暴力団等の活動を助長し、または運営に資するもの。

相談から実行までの流れ



融資を受けるためには？

- 具体的な資金計画を立て、融資の必要性が認められるようにしておきましょう。
- 日頃から帳簿類を整理し、経理内容を明確にしておきましょう。

基本となる融資の要件

- 次の(1)～(3)のすべての要件を満たすこと。
- (1)信用保証協会の保証対象業種を営んでいること。
 - (2)1年以上事業を営み、区内に住所または主たる事業所を有すること（創業を除く。4ページの創業の融資対象・条件を参照）。ただし、法人及び法人格を有する中小企業団体の場合は、区内に登記上の本店所在地を有すること。
 - (3)所得税（法人税）、住民税及び事業税を滞納していないこと。
- ※業種によっては、(1)～(3)以外の要件もあります。あっせん相談の際にご説明いたします。

基本となる必要書類

ア 法人企業

- ①最近の確定申告書、決算書一式（勘定科目内訳明細のあるもの）とその一部写し並びに法人事業概況説明書（両面）
- ②税務署発行の「法人税の納税証明書（その1）」または都税事務所発行の「事業税の納税証明書」のいずれか
- ③法務局発行の「履歴事項全部証明書」（発行後3か月以内のもの）
- ④事業報告書等の写し（所管庁（東京都）の収受印があるもの）（NPO法人のみ）

イ 個人企業

- ①最近の確定申告書の写し一式（青色申告の場合は青色申告決算書、白色申告の場合は収支内訳明細書を添付）
- ②税務署発行の「所得税の納税証明書（その1）」または都税事務所発行の「事業税の納税証明書」のいずれか
- ③住民税の納税を証明できるもの（自宅住所が区外の場合は、目黒区の家屋敷事務所事業所課税によるもの）

ウ 法人・個人企業共通

- ①あっせん申込書（所定用紙）
- ②許可・認可・免許・登録・届出を必要とする業種については、これを証明する書類の写し
- ③設備資金は、見積書の写し、その他必要に応じて契約書の写し等

相談・申し込みの手続き



融資あっせん制度一覧

※制度融資の内容については、年度途中で変更する場合があります。

(令和7年4月1日現在)

融資名 フリガナ 略称	資金 用途	融資限度額 (本年度内)	利率 (年利)	期 間	融資の対象・条件	申し込みに必要な書類 (必要に応じて下記以外の追加資料を提出していただく場合があります)	備 考																
事業再構築・ 物価高騰等 対策融資 サイブツ 再物	運転 設備	1企業 1,000万円以内 ※申込は年度内 1企業1回限り	1.8%以内 [区補助 当初3年1.8% 4年目以降1.4%] 本人負担 当初3年 無利子 4年目以降 0.4%以内	5年以内 (据置1年を 含む)	DX活用・事業の多角化等の再構築に積極的 に取り組む区内の事業者及び物価高騰等 により経営に急激な影響を受けた事業者を 対象とした融資 2ページの「基本となる融資の要件」に加 えて以下の要件を満たすこと ・AまたはBのいずれかに該当すること A 直近3か月の売上高が前年同期と比し て、5%以上減少し、かつ事業再構築に 取り組むこと B 直近3か月の売上総利益または営業利益 が前年同期と比して、5%以上減少して いること ※創業時期により前年同期と比較できない 場合は直近1か月の売上高または売上総 利益または営業利益と、直近1か月を含 む直近3か月間の平均を比較する	2ページの「基本となる必要書類」に加えて Aに該当する場合 ①直近1期分の確定申告書・決算書 ②直近3か月の売上高がわかる資料(月別売上台帳または月別試算表など) ③②に対する前年同期の売上高がわかる資料(月別売上台帳または月別試算表など) ④事業再構築・物価高騰等対策融資該当届(所定用紙) Bに該当する場合 ①直近1期分の確定申告書・決算書 ②直近3か月の売上総利益または営業利益がわかる資料(月別試算表など) ③②に対する前年同期の売上総利益または営業利益がわかる資料(月別試算表など) ④事業再構築・物価高騰等対策融資該当届(所定用紙)	●連帯保証人 ◇法人は代表者個人 なお、取扱金融機関等が連帯保 証人を要しないと判断した場合 はこの限りではない ◇個人は不要 ※ただし、次の場合、信用保証協 会から連帯保証人を求められる ことがある ・申込人の他に実質経営権を持っ ている者や営業許可名義人また は当該事業に従事する配偶者が いる場合 ・申込人に健康上の理由(高齢者 を含む)がある場合																
脱炭素化資金 融資 ダツタン 脱炭	設備	1企業 1,000万円以内	1.8%以内(区補助1.4%) 本人負担0.4%以内	7年以内 (据置6か月 を含む)	脱炭素化の設備を導入する事業者を対象と した融資 2ページの「基本となる融資の要件」に加 えて以下の要件を満たすこと ・脱炭素化の設備を導入すること(詳細 は次ページ参照)	2ページの「基本となる必要書類」に加えて 脱炭素化資金融資該当届(所定用紙) ※対象となる設備は下表にあるものとする(中古は対象外) <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備名</th> <th>対象となる型番</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小型ボイラー</td> <td></td> </tr> <tr> <td>LED照明機器 (電球単体の購入除く)</td> <td>融資あっせん申込日に、東京都産業労働局が定める「都内の中小規模事業所における地球温暖化対策推進のための導入推奨機器指定要綱」により指定を受けているもの https://www.donyu-suisho.metro.tokyo.lg.jp</td> </tr> <tr> <td>高効率の空調設備</td> <td></td> </tr> <tr> <td>太陽光発電システム</td> <td></td> </tr> <tr> <td>太陽熱利用システム</td> <td></td> </tr> <tr> <td>蓄電池</td> <td>融資あっせん申込日に、(一財)電気安全環境研究所によるS-JET認証登録を受けているもの https://www.jet.or.jp</td> </tr> <tr> <td>低公害車</td> <td>融資あっせん申込日に、「九都県市低公害車指定指針」で定めている「低公害車一覧表」に掲載されているもの http://www.9taiki.jp</td> </tr> </tbody> </table> ※見積書には型番と設置場所(住所)の記載が必須となります ※融資実行後すみやかに設備導入を完了すること ※設備導入後、原則14日以内に完了届(所定用紙)をお出しください ※提出がなかったり、遅れた場合、利子補給の適用は受けられません ※完了届には型番と設置場所(住所)が記載された納品書等を添付していただきます 添付書類の例 ・納品書 ・工事完了報告書 ・自動車登録検査証(車検証)	設備名	対象となる型番	小型ボイラー		LED照明機器 (電球単体の購入除く)	融資あっせん申込日に、東京都産業労働局が定める「都内の中小規模事業所における地球温暖化対策推進のための導入推奨機器指定要綱」により指定を受けているもの https://www.donyu-suisho.metro.tokyo.lg.jp	高効率の空調設備		太陽光発電システム		太陽熱利用システム		蓄電池	融資あっせん申込日に、(一財)電気安全環境研究所によるS-JET認証登録を受けているもの https://www.jet.or.jp	低公害車	融資あっせん申込日に、「九都県市低公害車指定指針」で定めている「低公害車一覧表」に掲載されているもの http://www.9taiki.jp	●担保 原則として無担保 必要に応じて付すこと ●信用保証 必要に応じて信用保証協会の保 証を付すこと ●責任共有制度 信用保証協会と金融機関が信用 リスクを80%対20%で共有負担 する制度で、中小企業信用保険 法第2条第5項第1～4号及び 6号(セーフティネット)の認定 を受けて金融機関に融資を申し 込んだ場合、原則としてこの制 度の対象外となり、信用保証協 会が債務の全部を保証する
設備名	対象となる型番																						
小型ボイラー																							
LED照明機器 (電球単体の購入除く)	融資あっせん申込日に、東京都産業労働局が定める「都内の中小規模事業所における地球温暖化対策推進のための導入推奨機器指定要綱」により指定を受けているもの https://www.donyu-suisho.metro.tokyo.lg.jp																						
高効率の空調設備																							
太陽光発電システム																							
太陽熱利用システム																							
蓄電池	融資あっせん申込日に、(一財)電気安全環境研究所によるS-JET認証登録を受けているもの https://www.jet.or.jp																						
低公害車	融資あっせん申込日に、「九都県市低公害車指定指針」で定めている「低公害車一覧表」に掲載されているもの http://www.9taiki.jp																						
中小企業創業 支援資金融資 ソウキョウ 創業	運転 設備 併用	1企業 1,000万円以内 (特定創業 1,500万円以内) ※融資対象Aに該 当する場合は、 1,000万円(特定 創業は、1,500万 円)を限度に自 己資金の範囲内	1.8%以内(区補助1.6%) 本人負担0.2%以内	7年以内 (据置1年を 含む) 9年以内 (据置1年を 含む)	区内に主たる事業所(法人の場合は登記上 の本店所在地を含む)を置いて中小企業を 創業しようとする事業者(創業後1年未満 を含む)を対象とした融資 次の(1)～(3)のすべての要件を満たし、 AまたはBのいずれかに該当すること (1)本融資に係る事業以外には事業(不動 産賃貸業を含む)を営んでいないこと (2)住民税を滞納していないこと (3)原則として事業に必要な許認可を受 けていること A 融資申込時に事業を営んでおらず、融資 希望額と同額以上の自己資金及び具体的 計画を有し、個人は2か月以内、法人は 3か月以内、特定創業は6か月以内に創 業できること(設立登記後1年未満で事 業を開始していない法人を含む) B 区内に主たる事業所を有し、融資申込時 に事業を営んでいるが、事業開始(売上 発生等、客観的に事業開始が確認でき る日)から1年未満であること。ただし、 法人にあっては会社設立登記日から1年 未満であること	2ページの「基本となる必要書類」ーウに加えて 〈法人・個人共通〉 ①創業計画書(所定用紙)2部 ②敷金・入居保証金等が確認できるもの(賃貸借契約書、重要事項説明書等) ③自己資金が確認できる預金通帳の写し(これから創業される方のみ) ④売上発生等、客観的に事業開始が確認できるもの(事業開始から1年未満の方のみ) *開業費用で支払い済みのものがあれば、その領収書 また、左記「特定創業」に該当する場合、上記に加えて ⑤経済産業省関係産業競争力強化法施行規則(平成26年経済産業省令第1号)第7条の規定による市区 町村長の発行する証明書(有効期限内であること) 〈法人〉 ⑥履歴事項全部証明書 (発行後3か月以内のもの) ⑦連帯保証人の源泉徴収票等 ⑧連帯保証人の住民票(個人番号を省略したもの) ⑨事業報告書等の写し、またはNPO法人認証時に 主管庁(東京都)に提出し、縦覧された書類の 写し(NPO法人のみ) 〈個人〉 ⑥申込人の源泉徴収票等 ⑦申込人の住民票(個人番号を省略したもの) ⑧事業開始届(写し) ⑨住民税納税証明書	●特定創業 産業競争力強化法第2条第23項 第1号または第3号の認定を受 けた特定創業支援等事業による 支援を受けて創業を行おうとす る者が、市区町村長の発行した 証明書を提出した場合をいう 東京都「創業」の要件を満たし、 かつ目黒区の(創業)の要件を満た す方は、都の信用保証料補助と区 の利子補給を併用できる場合があ ります																

融資名 フリガナ 略称	資金 用途	融資限度額 (本年度内)	利率 (年利)	期 間	融資の対象・条件	申し込みに必要な書類 (必要に応じて下記以外の追加資料を提出していただく場合があります)	備 考
中小企業 資金融資 マルメ 目	運転 運転・ 設備 併用	1 企業 2,000万円以内	1.8%以内 (区補助0.4%) 本人負担1.4%以内 優遇利率適用の場合 ①商店会加入者 (区補助0.8%) 本人負担1.0%以内 ②事業承継該当者 (区補助0.8%) 本人負担1.0%以内 ③働き方改革優遇該当者 (区補助0.8%) 本人負担1.0%以内 ※優遇利率の併用はできません	5年以内 (据置6か月 を含む)	一般の資金用途に応じられる融資 2ページの「基本となる融資の要件」を満 たすこと 優遇利率適用の場合、上記に加えて以下の いずれかの要件を満たすこと ①商店会加入者：目黒区内の商店会に加入し ていること ②事業承継該当者：事業承継を行う(行った)者 ③働き方改革優遇該当者：働き方改革に取り 組んでいる者	2ページの「基本となる必要書類」に加えて ①商店会加入による優遇利率適用の場合、2ページの「基本となる必要書類」に加えて商店会加入優 遇利率該当届(所定用紙)	●連帯保証人 ◇法人は代表者個人 (組合は代表理事) なお、取扱金融機関等が連帯保 証人を要しないと判断した場合 はこの限りではない ◇個人は不要 ※ただし、次の場合、信用保証協 会から連帯保証人を求められる ことがある ・申込人の他に実質経営権を持っ ている者や営業許可名義人また は当該事業に従事する配偶者が いる場合 ・申込人に健康上の理由(高齢者 を含む)がある場合 組合は、個々の実情に応じ、弾力的 に対応する ●担保 原則として無担保 必要に応じて付すこと ●信用保証 必要に応じて信用保証協会の保 証を付すこと ●責任共有制度 信用保証協会と金融機関が信用 リスクを80%対20%で共有負担 する制度で、中小企業信用保険 法第2条第5項第1～4号及び 6号(セーフティネット)の認 定を受けて金融機関に融資を申 し込んだ場合、原則としてこの 制度の対象外となり、信用保証 協会が債務の全部を保証する
	設備	1 組合 3,000万円以内	1.8%以内 (区補助0.4%) 本人負担1.0%以内 ③働き方改革優遇該当者 (区補助0.8%) 本人負担1.0%以内 ※優遇利率の併用はできません	7年以内 (据置6か月 を含む)		②事業承継該当による優遇利率適用の場合、2ページの「基本となる必要書類」に加えて事業承継優 遇利率該当届(所定用紙) a または b に該当すること a 事業の承継を3年以内に行う見込みの方 b 事業を承継して5年以内の方 ③働き方改革による優遇利率適用の場合、2ページの「基本となる必要書類」に加えて働き方改革優 遇利率該当届(所定用紙)、「テレワーク東京ルール」実践企業宣言書 次の(1)または(2)に該当すること (1)東京都の「テレワーク東京ルール」実践企業宣言の登録申請を行い、審査の結果、テレワーク 東京ルール実践企業に登録され、テレワークに取り組んでいる (2)その他、東京都が実施する(1)の後継事業の登録を受け、テレワークに取り組んでいる	
小規模企業 資金融資 マルショウ 小	運転 運転・ 設備 併用	1 企業 1,000万円以内	1.8%以内 (区補助0.7%) 本人負担1.1%以内 優遇利率適用の場合 ①商店会加入者 (区補助1.4%) 本人負担0.4%以内 ②事業承継該当者 (区補助1.4%) 本人負担0.4%以内 ③働き方改革優遇該当者 (区補助1.4%) 本人負担0.4%以内 ※優遇利率の併用はできません	5年以内 (据置6か月 を含む)	従業員数が20人以下(卸売業、小売業、サー ビス業は5人以下)の法人及び個人企業を 対象とした一般の資金用途に応じられる融資 ※令和7年4月1日から令和8年3月31日 までの申し込み分は、従業員の数が30人 以下(卸売業、小売業、サービス業は10 人以下)に対象を拡大 2ページの「基本となる融資の要件」を満 たすこと 優遇利率適用の場合、上記に加えて以下の いずれかの要件を満たすこと ①商店会加入者：目黒区内の商店会に加入し ていること ②事業承継該当者：事業承継を行う(行った)者 ③働き方改革優遇該当者：働き方改革に取り 組んでいる者	②事業承継該当による優遇利率適用の場合、2ページの「基本となる必要書類」に加えて事業承継優 遇利率該当届(所定用紙) a または b に該当すること a 事業の承継を3年以内に行う見込みの方 b 事業を承継して5年以内の方 ③働き方改革による優遇利率適用の場合、2ページの「基本となる必要書類」に加えて働き方改革優 遇利率該当届(所定用紙)、「テレワーク東京ルール」実践企業宣言書 次の(1)または(2)に該当すること (1)東京都の「テレワーク東京ルール」実践企業宣言の登録申請を行い、審査の結果、テレワーク 東京ルール実践企業に登録され、テレワークに取り組んでいる (2)その他、東京都が実施する(1)の後継事業の登録を受け、テレワークに取り組んでいる	●担保 原則として無担保 必要に応じて付すこと ●信用保証 必要に応じて信用保証協会の保 証を付すこと ●責任共有制度 信用保証協会と金融機関が信用 リスクを80%対20%で共有負担 する制度で、中小企業信用保険 法第2条第5項第1～4号及び 6号(セーフティネット)の認 定を受けて金融機関に融資を申 し込んだ場合、原則としてこの 制度の対象外となり、信用保証 協会が債務の全部を保証する
	設備	1 企業 1,000万円以内	1.8%以内 (区補助0.7%) 本人負担1.1%以内 優遇利率適用の場合 ①商店会加入者 (区補助1.4%) 本人負担0.4%以内 ②事業承継該当者 (区補助1.4%) 本人負担0.4%以内 ③働き方改革優遇該当者 (区補助1.4%) 本人負担0.4%以内 ※優遇利率の併用はできません	7年以内 (据置6か月 を含む)			
小口零細企業 資金融資 コグチ 小口	運転 運転・ 設備 併用	1 企業 2,000万円以内 ※信用保証協会の 保証付融資の残 高を合わせて 2,000万円の範 囲内	1.8%以内 (区補助1.0%) 本人負担0.8%以内 優遇利率適用の場合 商店会加入者 (区補助1.4%) 本人負担0.4%以内	5年以内 (据置1年を 含む) ※6か月以内なら一括償還可	中小企業信用保険法第2条第3項第1号か ら第6号に規定されたNPO法人を除く小 規模企業者を対象とし、既存債務と合わせ て保証付融資残高2,000万円までの一般の 資金用途に応じられる融資 2ページの「基本となる融資の要件」に加 えて以下の要件を満たすこと (1)従業員数が20人以下(卸売業、小売業、 サービス業は5人以下)であること (2)この融資を含め、全国の信用保証協会の 保証付融資の合計残高が2,000万円以下 であること 優遇利率適用の場合、上記に加えて以下の 要件を満たすこと 商店会加入者：目黒区内の商店会に加入して いること	なお、④の申し込みには、信用保証協会に融資残高を照会するため、事前に情報提供に関する 同意書(所定用紙)が必要 また④、⑤については、従業員数を確認できる資料が必要な場合あり	●担保 原則として無担保 必要に応じて付すこと ●信用保証 必要に応じて信用保証協会の保 証を付すこと ●責任共有制度 信用保証協会と金融機関が信用 リスクを80%対20%で共有負担 する制度で、中小企業信用保険 法第2条第5項第1～4号及び 6号(セーフティネット)の認 定を受けて金融機関に融資を申 し込んだ場合、原則としてこの 制度の対象外となり、信用保証 協会が債務の全部を保証する
	設備		1.8%以内 (区補助1.0%) 本人負担0.8%以内 優遇利率適用の場合 商店会加入者 (区補助1.4%) 本人負担0.4%以内	7年以内 (据置1年を 含む) ※6か月以内なら一括償還可			
中小企業借換・ 一本化融資 マルカリ 借	運転 設備	1 企業 2,000万円以内	1.8%以内 (区補助0.9%) 本人負担0.9%以内	7年以内 (据置なし)	毎月の返済負担を軽減し、経営の安定を図 るための融資 2ページの「基本となる融資の要件」に加 えて以下の要件を満たすこと (1)借換・一本化の対象となる融資制度の借 入金(※)があること (2)既往の借入れが単数の場合は、必ず新 規資金を加えること (※)借換・一本化の対象となる融資制度(次 ページ参照)のうち、元金の返済を6 か月以上行ったもの(償還条件の変更 を行ったものを除く。) ただし、申込先金融機関と異なる金融 機関からの借入分には、当該金融機関 の承諾が必要	2ページの「基本となる必要書類」に加えて ・中小企業借換・一本化融資該当届(所定用紙) ・中小企業借換・一本化融資返済状況申出書(所定用紙) ※対象となる融資制度は下記a～i a 目黒区小規模企業資金融資 b 目黒区小口零細企業資金融資 c 目黒区経営安定資金特別融資 d 目黒区中小企業創業支援資金融資 e 目黒区新型コロナウイルス対策緊急融資 f 目黒区新型コロナウイルス対策融資 g 目黒区事業再構築資金融資 h 目黒区物価高騰等対策資金融資 i 目黒区事業再構築・物価高騰等対策融資	東京都の「小口」の要件を満たし、 かつ目黒区の「小口」の要件を満た す方は、都の信用保証料補助と区 の利子補給を併用できる場合があ ります

融資名 フリガナ 略称	資金 用途	融資限度額 (本年度内)	利率 (年利)	期 間	融資の対象・条件	申し込みに必要な書類 (必要に応じて下記以外の追加資料を提出していただく場合があります)	備 考
工業近代化 資金融資 コウキン 工近	運転	1 企業 3,000万円以内 1 組合 1 億円以内	1.8%以内 (区補助1.5%) 本人負担0.3%以内	9年以内 (据置1年を 含む)	新技術・新製品の①研究開発 または、②企業化を対象とした融資 2ページの「基本となる融資の要件」に加えて以下の要件を満たすこと ・製造業等に属する中小企業であること	2ページの「基本となる必要書類」(ただし、確定申告書及び決算書一式は2年分)に加えて ・新技術(新製品)開発・企業化計画書(所定用紙) ・新技術・新製品概要書(所定用紙)	●連帯保証人 ◇法人は代表者個人 (組合は代表理事) なお、取扱金融機関等が連帯保証人を要しないと判断した場合はこの限りではない ◇個人は不要 ※ただし、次の場合、信用保証協会から連帯保証人を求められることがある ・申込人の他に実質経営権を持っている者や営業許可名義人または当該事業に従事する配偶者がいる場合 ・申込人に健康上の理由(高齢者を含む)がある場合 組合は、個々の実情に応じ、弾力的に対応する ●担保 原則として無担保 必要に応じて付すこと ●信用保証 必要に応じて信用保証協会の保証を付すこと ●責任共有制度 信用保証協会と金融機関が信用リスクを80%対20%で共有負担する制度で、中小企業信用保険法第2条第5項第1～4号及び6号(セーフティネット)の認定を受けて金融機関に融資を申し込んだ場合、原則としてこの制度の対象外となり、信用保証協会が債務の全部を保証する
	設備		1.8%以内 (区補助0.8%) 本人負担1.0%以内	10年以内 (据置1年を 含む)	③設備近代化、④施設改善、⑤共同事業、⑥公害防止のいずれかを対象とした融資 2ページの「基本となる融資の要件」に加えて以下の要件を満たすこと ・製造業等に属する中小企業であること	2ページの「基本となる必要書類」(ただし、確定申告書及び決算書一式は2年分)に加えて、内容に応じて以下のいずれか ・設備近代化計画書(所定用紙) ・施設改善計画書(所定用紙) ・共同事業計画書(所定用紙) ・移転計画書(所定用紙)	
			アスベスト除去等は (区補助1.5%) 本人負担0.3%以内		⑦アスベスト除去等、⑧低公害車への買換えを対象とした融資 2ページの「基本となる融資の要件」に加え内容に応じて以下の要件を満たすこと ⑦アスベスト含有建築材を使用した事業用建物からアスベスト含有建築材の除去等(除去、封じ込め、囲い込み)をしようとする中小企業であること	2ページの「基本となる必要書類」に加えて、各種必要書類あり ※詳細は要問い合わせ	
			低公害車への買換えは (区補助1.1%) 本人負担0.7%以内		7年以内 (据置6か月 を含む)		
商業近代化 資金融資 ショウキン 商近	設備	1 商店 3,000万円以内 1 商店街 1 億円以内	1.8%以内 (区補助1.1%) 本人負担0.7%以内	10年以内 (据置1年を 含む)	商店街及び商店の近代化に対する融資 2ページの「基本となる融資の要件」に加えて以下のいずれかの要件を満たすこと ※詳細は要問い合わせ (1)区の交付決定を受けた、商店街チャレンジ戦略支援事業とそれに準ずる事業を行う商店街等、またはこれに伴い店舗の改装などを行う商店街の商店 (2)大型小売店舗対策を行う小売業等	2ページの「基本となる必要書類」(ただし、確定申告書及び決算書一式は2年分)に加えて、各種必要書類あり ※詳細は要問い合わせ	
中小企業災害 復旧資金融資 マルサイ 災	運転 設備	1 災害につき 500万円以内	1.8%以内 (区補助1.7%) 本人負担0.1%以内	5年以内 (据置6か月 を含む)	区内で発生した災害(地震を除く)で被害を受けた企業への事業復旧のための融資 2ページの「基本となる融資の要件」に加えて以下の要件を満たすこと ・被害を受けてから、2か月以内であること	2ページの「基本となる必要書類」に加えて ・リ災証明書	(商近) 大型小売店舗対策を行う小売業等については運転資金も可能 (1,000万円以内、据置6か月含む5年以内)
公衆浴場確保 対策資金融資 マルヨク 浴	運転 設備	1 億円以内	1.8%以内 (区補助1.8%) 本人負担 無利子	12年以内 (据置1年を 含む)	公衆浴場の営業を継続するための設備改修・改築、経営多角化、借地権の更新のための融資 ・東京都公衆浴場業生活衛生同業組合目黒支部に加入していること ※詳細は要問い合わせ	2ページの「基本となる必要書類」(ただし、確定申告書及び決算書一式は2年分)に加え内容に応じて以下のいずれか ・見積書、カタログ等 ・借地権更新の証明書	

各種補助金等支援一覧



区内で、ものづくり事業を営む事業者等に対し、各種助成や支援を実施しています。
 このページのお問い合わせ先 産業経済・消費生活課 中小企業振興係 電話 3711-1134 (直通) FAX 3711-1132

※予算の範囲内での助成となります。詳細は、お問い合わせください。 令和7年4月1日現在

項番	補助及び支援事業の名称	概要	補助(支援)対象	補助(支援)内容
1	販路拡大(展示会出展)支援事業	区内中小企業が、一般に公開して開催される国内外の各種展示会に、販路拡大のために自社の工業製品・技術品を出展する場合、展示料(小間料)の一部を助成します。審査により交付決定します。	区内に主たる事業所を有する中小企業の事業者、異業種交流グループ及び業種組合が展示会に出展する場合の展示料 対象となる展示会 前期 4月から9月までに開催される国内外の展示会 後期 10月から翌年3月までに開催される国内外の展示会	補助率・補助限度額 2/3・15万円 年度内1回まで 募集期間 前期 4~7月 後期 9~12月 (募集期間内であっても受付を締め切ることがあります)
2	目黒区と企業の共同出展事業	大規模見本市で目黒区が出展ブースを提供し、区内企業との共同出展を実施します。目黒区の中小企業の技術力をPRし、出展企業の販路拡大を支援します。	・区内に主たる事業所を1年以上継続して有すること(基準日は申請締切日) ・中小企業基本法等に定める中小企業の事業主であること	目黒区が借り上げた小間を無償供与(小間数10) 募集時期 5月末(予定)
3	ビジネスチャレンジ補助金	創業補助事業 創造的かつ創意工夫に満ちた事業活動を促進することが期待される新たな創業、または創業間もない区内中小企業に対して、費用の一部を助成します。審査により交付決定します。	年度内の創業予定または創業5年以内の中小企業の年度内にかかった経費の一部を助成します。区で開催する実践めぐる創業塾(創業セミナー)修了が申請要件となります。	補助限度額 50万円 募集期間 8~9月頃(予定)
4	インキュベーションオフィス利用促進事業	区内で創業(予定含む)する創業塾修了者にインキュベーションオフィスの利用費用を補助します。月額2万円又は家賃2分の1のいずれか小さい額を最長1年間助成します。	区で開催する実践めぐる創業塾(創業セミナー)修了が申請要件となります。	募集時期 11月末(予定)
5	専門家活用支援事業助成金	区内中小企業者が、将来の事業再興に向けた実施計画・BCP(事業継続計画)策定等のほか、各種補助金の申請や知的財産の保護・活用等に当たり、専門家(公認会計士、司法書士、行政書士、税理士、中小企業診断士、社会保険労務士、弁理士)から支援を受けた際に、その費用の一部を助成します。	①将来の事業再興に向けた計画策定などのための専門家への相談料、コンサルティング費用等 ②各種補助金・給付金等の申請に当たり、専門家の支援を受けた際の費用 ③知的財産の保護・活用等に当たって弁理士の支援を受けた際の費用	補助率・補助限度額 8/10・10万円 募集期間 4月~(予定)
6	広告宣伝活動に係る支援事業	創業時に、事業者自身や事業内容等を広く周知するため、SNS等を活用した広告宣伝活動に関して要した費用の一部を助成します。	創業5年以内の中小企業者がSNS等を作成した際の費用の一部を助成	補助率・補助限度額 8/10・10万円 募集期間 6月~(予定)
7	インボイスに係る事業者支援事業	インボイス転換事業者に対して支援金を給付します。	国が実施する小規模事業者持続化補助金(インボイス特例)に採択された区内中小企業者	国補助金の確定額の20分の1 補助限度額10万円 募集期間 4月~(予定)
8	ビジネスサポート事業	区内中小企業や商店の経営者を対象に、企業診断や経営のアドバイス・相談を行います。経営の専門家が1社当たり3回無料で訪問し、経営改善の方策と一緒に考え取り組みをサポートします。	区内に主たる事業所を有する中小企業の事業者及び商店会	中小企業診断士を無料で派遣 募集期間 6月~(予定)
9	BCP(事業継続計画)セミナー	大地震や感染症等のリスクに対して、中小企業の危機管理能力を向上させるため、専門家等から必要性や策定方法を学びます。	区内中小企業経営者及び商店経営者	参加無料 事前申込制 募集期間 12~2月(予定) 開催期間 1~3月(予定)
10	経営戦略研究会	先進的な企業経営を実践している経営者を講師に招き、中小企業を専門とする大学教授等のコーディネイトにより、その経営戦略を学びます。	区内中小企業経営者等	参加無料 事前申込制 12月(受付予定) 開催期間 1~3月(予定)
11	商工まつりの開催【目黒リバーサイドフェスティバル】	目黒区民センターを会場として、区内商工業者が、製品・商品の展示・販売やイベント等を通じて区内産業に対する区民の理解を深め、地域産業の振興と地域の活性化のために開催するおまつりです。製品展示・販売や様々なイベントを通じて、元気な区内企業をアピールしてください。	出展対象 区内に事業所を有する企業	目黒区が設置した小間を無償供与 募集期間 7月(予定) 開催期間 11月8日・9日(予定)

実践めぐる創業塾



目黒区は、創業を目指す方への支援を強化するため、「産業競争力強化法」に基づく「創業支援等事業計画」を策定し、経済産業省から認定を受けた「特定創業支援等事業」として、創業支援セミナー「実践めぐる創業塾」を実施しています。

主な内容

中小企業診断士等が、創業に必要な経営、財務、人材育成、販路開拓等の知識を講義するとともに、事業計画策定のワークショップなどにより、経営に必要な基礎知識を学びながら、自分の事業計画書(ビジネスプラン)を作成していく実践的なコースです。※内容は変更する場合があります。

実践めぐる創業塾(特定創業支援等事業)のメリット

講座(春季、秋季または冬季コース)をすべて出席された方は、目黒区から修了証明書が発行されます。目黒区で創業する場合はビジネスチャレンジ補助金(12ページ、項番3参照)の申請資格が付与されます。その他に次の支援を受けることができます。
 ①会社設立時における登録免許税の軽減措置(東京法務局出張所) ②創業関連保証の特例(東京信用保証協会) ③日本政策金融公庫「新規開業・スタートアップ支援資金」の貸付利率の引き下げ ④東京都創業融資の特例(東京都産業労働局) ⑤目黒区中小企業創業資金融資(創業)の融資限度額の特例

■ 春季コース

実践めぐる創業塾

土曜日終日2回のコース(2回目は1か月以上間を空けて開催)
 開催時期 6~7月(予定)

■ 秋季コース

実践めぐる創業塾(兼業・副業型)

平日夜間2時間半×6回のコース(週1回で6週間程度)
 開催時期 10~11月(予定)

■ 冬季コース

実践めぐる創業塾

土曜日終日2回のコース(2回目は1か月以上間を空けて開催)
 開催時期 1~3月(予定)

■ フォローアップ

実践めぐる創業塾(フォローアップ)

日曜日4時間2回のコース
 開催時期 3月(予定)
 ※受講資格 実践めぐる創業塾修了者

その他創業に関連する事業

■ 女性・40代起業セミナー

①「女性起業セミナー(初級・中級)」
 ②「40代からの起業準備セミナー」
 ※対象 起業を目指している女性または40代以上の方
 お問い合わせ先 中小企業センター 電話 3711-1135 FAX 3711-1284

■ ビジネスチャレンジ

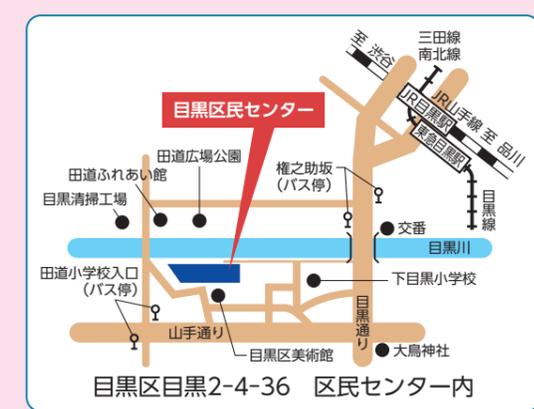
■ インキュベーションオフィス

①「ビジネスチャレンジ補助金」
 ②「インキュベーションオフィス利用促進事業」
 ※12ページ、項番3・4参照

創業の相談 受発注の相談

相談は、中小企業センター創業相談室・受発注情報室へ 電話 3711-1185 (直通)

中小企業診断士が、相談者の状況や事情等を考慮し、区の事業や関連機関が実施する支援事業を紹介するなど、創業に向けた案内や助言等を行います。
 ※創業資金の融資相談に関するお問い合わせ先 産業経済・消費生活課商工相談所 電話 5722-9880 (直通)



■ 創業の相談 事前予約制

〈電話予約受付〉月~金曜日 午前10時~11時30分
 〈相談日〉火~金曜日 ①午後1時~2時30分
 ②午後2時30分~4時

■ 受発注の相談

〈相談日〉月~金曜日 午前10時~11時30分

商店会に加入しましょう!

目黒区には60を超える商店会があり、各商店会では商店街の振興や地域の活性化を図るため各種事業を行っています。商店会に加入すると様々なメリットがありますので、これから区内で開業される方や、すでに事業を営んでいてもまだ加入していない方は、是非、商店会に加入しましょう。

商店会に加入したいとお考えの方で、商店会の連絡先等が分からない場合は、目黒区産業経済部産業経済・消費生活課商店街振興係（15ページ）までご相談ください。

商店会はこんな活動をしています

- 集客力アップや地域のブランド力向上のためのイベント事業
- 地域コミュニティ発展のための事業
- 商店街街路灯の整備、維持・管理
- 会員相互の交流事業
- 街づくり活動、地区計画策定への参画

商店会加入のメリット

- 他の商店主とつながりができる
商店主間で情報交換が行えるようになり、経営に役立たせることができます。
- ビジネスチャンスが広がる
商店会の取組を通じて、一つの商店ではできない大きなイベントや商店街環境の整備等が可能になります。
- 社会貢献ができる
商店会は地域コミュニティの主体として、様々な活動を行っています。商店会に加入することで、地域の一員として活動することは社会貢献につながります。
- 融資利率の引き下げ
区の融資あっせん制度では、商店会加入者に対して利子の補助を上乗せすることで、ご本人の負担を引き下げています。

～目黒区中小企業振興基本条例（抜粋）～

第6条 商店街において小売業等を営む者は、地域社会の一員としての責務を自覚し、商店街の振興に相互に協力して取り組むとともに、次に掲げる事項を行うように努めるものとする。

- (1) 自らの意思又は商店会からの要請により、商店会への加入等を行うこと。
- (2) 商店会が商店街の振興に関する事業を実施するときは、応分の負担をすること。

商店街支援事業

※詳細は、お問い合わせください。

(令和7年4月1日現在)



項番	補助事業の名称	補助対象となる事業等	補助率	補助限度額	主体
1	商店街チャレンジ戦略支援事業（イベント事業）	商店街等が自ら企画し実施するイベント事業。補助事業が複数あり、補助率・補助限度額が異なるため、一部（①及び②）のみ記載。	①事業費100万円以下 6分の5 ②事業費100万円超 3分の2	①83万3,000円 ②200万円 上記以外についてはお問い合わせください。	都・区
2	商店街チャレンジ戦略支援事業（活性化事業）	施設整備、販売促進等の商店街活性化を図るための事業。（事業実施年度の前年度において事業計画の承認が必要）補助事業が複数あり、補助率・補助限度額が異なるため、一部のみ記載。	3分の2	5,000万円 （任意商店街は1,000万円） 上記以外についてはお問い合わせください。	都・区
3	商店街チャレンジ戦略支援事業（地域力向上事業）	地域社会の中で商店街等が住民生活を支えるために地域の見守り活動や清掃活動等を行う際の費用に対する補助。	3分の2	40万円	都・区
4	商店街プロモーション事業	商店街等が行う施設整備事業、商店街PR事業、販売促進事業、組織化推進事業、組織力向上事業、イベント事業等。	5分の4	20万円 （ただし、協働事業の場合は実施団体数×20万円）	区
5	街路灯電気料金等補助	商店街の設置する街路灯の電気料金等に対する補助。	街路灯の基数、種類毎	時限措置 1基あたり8,760円 （LED以外10,320円）	区

項番	補助事業の名称	補助対象となる事業等	補助率	補助限度額	主体
6	街路灯LEDランプ交換費用補助	商店街の設置する街路灯のLEDランプ交換費用に対する補助。	2分の1	1灯あたり 20,000円	区
7	商店街共同設備小規模改修・補修等事業	共同施設（街路灯、アーチ、カラー舗装等）の小規模改修、補修等の事業のうち、緊急に補修等が必要なもの。ただし、維持管理、清掃及び美観を維持するための修繕を除く。	3分の2	区の予算の範囲内	区
8	東京都政策課題対応型商店街事業	<ul style="list-style-type: none"> ・防災・防犯（街路灯、アーケード、アーチの撤去、アーケード、アーチの耐震補強等） ・福祉（バリアフリートイレの設置等） ・物流（共同荷捌きスペース・付帯施設の設置） ・国際化対応（外国人観光客受入のための施設・設備の設置） ・再生可能エネルギー・省エネルギーの推進 	5分の4	1億2,000万円	都
		<ul style="list-style-type: none"> ・環境（LED街路灯の設置、街路灯ランプ、アーケード照明のLED交換等） ・買物弱者支援事業（宅配サービス、送迎サービス、移動販売等） 	10分の9		
9	目黒区政策課題対応型商店街事業	東京都政策課題対応型商店街事業 [※] の交付決定を受けた事業に対し、区が上乗せする形で補助金を交付。（事業実施年度の前年度において事業計画の承認が必要） ※上記8を参照。	補助対象経費の10分の1以内 （環境・買物弱者支援事業は20分の1以内）	500万円	区
10	中小企業診断士派遣事業（商店街ステップアップ支援事業）	中小企業診断士を商店街に派遣し、商店街の魅力向上や更なる発展をサポート。【無料】	自己負担なし	自己負担なし	都・区
11	法人化商店街運営費補助	公認会計士や税理士等の財務会計の専門家を活用している法人格を持つ商店会（商店街振興組合及び商店街協同組合）に対し、その費用を補助。	10分の10	5万円	区
12	広域支援型商店街事業	<ul style="list-style-type: none"> ・区内2以上の区市町村の区域にまたがり、かつ3以上の商店街等が連携して実施する商店街振興施策事業。 ・区内2以上の区市町村の区域にまたがり、かつ2以上の商店街の連合会が連携して実施する商店街振興施策事業。 	3分の2	2,000万円	都振連
13	商店街起業・承継支援事業	都内商店街で開業または事業承継する中小企業者等を対象に、初期費用、店舗賃借料等を助成。	お問い合わせください。	お問い合わせください。	都公社
14	若手・女性リーダー応援プログラム助成事業	事業を営んでいない女性または若手男性の方が、都内商店街で新規開業するに当たって、開業に要する経費の一部を助成。	お問い合わせください。	お問い合わせください。	都公社
15	商店街デジタル化推進事業（東京都スマート商店街推進事業）	<ul style="list-style-type: none"> ①キャッシュレス商店街等が一体的にキャッシュレス決済を導入する取組 ②デジタル活用商店街等がアプリの開発、ECサイトの構築等デジタル技術を活用し、活性化を図る取組 ③活用・運用支援 過年度に本事業の採択を受けた商店街等が、導入機器等の活用・運用を図る取組	10分の9	①1,500万円 ②1,000万円 ③100万円	都
16	進め！若手商人育成事業	次代の商店街振興を担う若手商人を育成。（中小小売商業活性化フォーラム、商店街パワーアップ作戦（専門家派遣）、商人大学校、店主主スキルアップ事業、商店街リーダー実践力向上塾、商店街起業促進サポート）【無料】	自己負担なし	自己負担なし	都公社

※都振連：東京都商店街振興組合連合会、都公社：公益財団法人東京都中小企業振興公社

問い合わせ先

目黒区 産業経済部 産業経済・消費生活課 商店街振興係 ☎5722-9881 FAX 5722-9169
 東京都 産業労働局 商工部 地域産業振興課 ☎5320-4787
 公益財団法人東京都中小企業振興公社 事業戦略部 経営戦略課 ☎5822-7237
 東京都商店街振興組合連合会 ☎3542-0231